

平成 27 年第 4 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 27 年 4 月 28 日)

召集年月日 平成27年4月28日(火)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成27年4月28日 午後2時10分

閉会 平成27年4月28日 午後3時15分

出席委員(12名)

3番 小原好一 4番 西 忠彦(会長) 5番 中川啓二
6番 福井明美 7番 寺本清二 8番 中嶋義男
10番 渡辺俊策 11番 東 茂正 12番 木村正行
18番 福尾達雄 21番 田中 廣(職務代理)
22番 大下利男

欠席委員(10名)

1番 山本 修 2番 山本 治 9番 小川宗一
13番 山下大三郎 14番 石橋高志 15番 粟谷善一
16番 猿橋 巧 17番 小間美也子 19番 藤原義隆
20番 小畑信幸

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

報告第 7号 農地変換届(河村)

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成27年第4回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、土地改良区推薦委員の交替がございましたのでご紹介させていただきます。

3月で退任されました吉岡委員に変わり、土地改良区からの推薦を受けまして、万願寺の福尾達雄さんを新たに農業委員として任命させていただきました。議席は勝手ながら18番とさせていただきます。

福尾委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

(福尾委員挨拶)

また、4月の役場人事異動によりまして、前任の奥次長に変わり島田文紀課長補佐が次長として就任いたしましたので皆様よろしくをお願いいたします。

(島田補佐挨拶)

本日は、1番山本委員、2番山本委員、9番小川委員、13番山下委員、14番石橋委員、15番栗谷委員、16番猿橋委員、17番小間委員、19番藤原委員、20番小畑委員の10名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案と報告1件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、平成27年第4回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程の4議案と報告事項1件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、22名のうち12名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 　　それでは、3番 小原委員さんと5番 中川委員さんを
指名いたします。

議 長 　　日程2 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による
農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 　　はい、議長。
議案第10号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏が、同じ
くおおい町〇〇の〇〇〇〇〇氏の田一筆を売買にて取得
するものであります。
詳細については、書記に説明させます。

書 記 　　はい、議長
（議案朗読）
この申請につきましても、農地法第3条第2項各号には
該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え
ます。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に
つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりま
すので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 　　はい、議長

木村委員 　　本案につきましても、22日の午後、東委員と事務局
同行のもと、現地を確認してまいりました。
申請地は去年も田植えがされておりましたし、隣地は
譲受人の水田で、作付けに便利がよく、問題ないものと
判断いたしました。

議 長 　　事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報
告がございましたが、何かご意見、ご質問ございません
か。

（質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はござ
いせんか。

（異議なし）

議 長 　　ご異議がないようでございますので、議案第10号 農

地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議長 日程3 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第11号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏が、同じくおおい町〇〇の〇〇〇〇氏へ畑一筆を贈与にて渡すものであります。
詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
所有権移転は無償の贈与でございます。両名は他人でございますが、過去に申請地を含めた交換をされておりました、〇〇氏から〇〇氏への交換地は所有権移転登記が完了しておりますが、〇〇氏から〇〇氏への所有権移転登記がされておらず、今回の申請となりました。
この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 はい、議長

木村委員 本案の現地につきましても、22日の午後に現地を確認してまいりました。
申請地は雑草もありましたが、ヘンダラが植えられ、フキが生えておりました。
申請については事務局の説明のとおり、過去の経緯もありますので、問題ないものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

離れた広い場所が必要で、申請地以外に適地がなく、現在は耕作放棄地と判定している所が、一時転用完了後には農地に復元されますので、許可できるものと判断いたしました。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

東委員 　　はい、議長

東委員 　　本案の現地につきましても、22日の午後、木村委員と、申請地の〇〇〇と残土処分が完了している〇〇〇をあわせて確認してまいりました。

申請者の〇〇〇〇は、合併前の〇〇〇〇〇時代から地元の〇〇〇〇で組織しておりまして、請負工事で残土が発生する場合、〇〇が確保した場所へ搬入しますので、〇〇地域で問題となっております農地の虫食い状態を防ぐ役割も果たしております。

〇〇〇の申請地は、〇〇〇へ向かう集落から離れた〇〇にございまして、今年のパトロールでは、再生不能な農地に判定しております。一時転用後には〇〇により農地に復元されますし、所有者の中には農地を守らなければとの意識のある方もおられまして、一時転用として農地を埋立てることは問題ないと判断いたしました。

また、今年度完了予定の〇〇〇につきましても、道路と同じ高さまでかさ上げされ、以前はありました車両の洗浄場も撤去されておりました。表面を農地へ復元すれば一時転用の完成となるわけですが、所有者の方々が農地として活用できるのかどうか、水利の問題もございまして、今回の申請地や農地変換届での畑地変換など、埋め立てた後の農地の利用について、農業委員会はもちろん、町の農業振興全体として考えていかなければならない問題であると感じております。

議長 　　ご報告ありがとうございました。

農地の一時転用、変換届による畑地転換につきましても、パトロールでの確認や指導方法など、委員会の課題でございまして、今後検討していく際には委員みなさんよろしく願いいたします。

それでは、一時転用につきましても、ご意見、ご質問ございませんか。

小原委員 　　転用期間は

書記 許可後 3 年です

渡辺委員 ○○の組織内容は

書記 農地の保全管理のため○○○○時代から地元の○○○
○で組織されている組合です。
HPがありますので、詳しくはそちらをご覧ください。

中嶋委員 水路はどうなるのか
埋立てをしない人が作りたいときは

会長 台風で水路が潰れまして、負担金が発生するということ
で直さずそのままとなっている

中嶋委員 隣地者の承諾は

書記 町の農地変換届では書面での提出が必要ですが、5 条は
書面確認はありません。申請書提出時に、被害防除策等概
要書で確認しています。

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませ
んか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、
議案第 1 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用
及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見
を付して県へ進達するものと決定します。

議長 日程 5 議案第 1 3 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条
第 1 項の規定による農用地利用集積計画審議について を
議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求めら
れたものであります。
それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 議案第 1 3 号は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条に基
づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に
同意を求めるものであります。詳細については、書記に説
明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

今回の設定件数は7件でありまして、貸付人4名の計7筆の131.16aを借受人1名が使用貸借権により平成27年5月1日から平成33年4月30日までの6年間借り受けるものであります。

この計画の同意につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

東委員 　　はい、議長

東委員 　　本案の現地につきましても、22日の午後、木村委員と現地7筆の内4筆を確認してまいりました。去年まで作付けされていたり、自己保全管理であったりと、手入れのされた農地でありましたし、借受人は、先日、認定農業者に認定された方でありまして、面積拡大に向けた集積が進んでいることを確認してまいりました。

議長 　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

議長 　　日程6 報告第7号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 　　〇〇〇〇区にて、連なった13筆の田畑を畑として一体に埋め直すための変換届でございまして、詳細については、書記に説明させます。

書 記

(議案朗読)

申請地の中には、畑から畑への変換もございますが、
一帯を埋め区画整理をすることから13筆あわせての農
地変換届でございます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に
つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりま
すので、農地委員さんからご報告願います。

東委員

はい、議長

東委員

本案の現地につきましても、22日の午後に確認してま
いりました。

13筆のうち2筆は去年の田植えの後がありましたし、
あとの9筆も、去年の農地パトロールでは再生可能な農地
と判定しておりますので、畑として埋め立てられるのは残
念でございます。

申請者はビワ等の果樹を植えるとのことで、田んぼの淵
にビワの木がありましたが、5反もある広い畑をしっかりと
管理していただけるのか、農業委員会としても今後の確
認と指導が必要である案件であることを報告いたします。

議 長

事務局からの説明と農地委員さんからの報告がありまし
たが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員

畑から畑でも変換届が必要なのか

書 記

申請地は田と畑がございますが、一帯をあわせて畑に埋
立て直す申請でございますので、あわせた申請書となって
おります。

議 長

それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日
程を終了いたします。

議 長

それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいた
します。

事務局

(その他報告事項)

議 長

それではこれで、平成27年第4回の委員会を終了いた
します。慎重審議ありがとうございました。